

## 建築士事務所廃業等届

建築士法第 23 条の 7 の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届 出 者

住 所

氏 名 .....

( 署 名 )

福井県指定事務所登録機関

一般社団法人福井県建築士事務所協会会長 様

記

届 出 の 理 由	1. 廃止 2. 死亡 3. 破産 4. 合併による解散 5. 破産または合併以外の事由による解散 6. 登録区分を変更するとき
建 築 士 事 務 所	ふ り が な 名 称
	所 在 地  電話
	一 級 建 築 士 事 務 所、 二 級 建 築 士 事 務 所 又 は 木 造 建 築 士 事 務 所 の 別
現 登 録 年 月 日 お よ び 登 録 番 号	年 月 日 福 井 県 知 事 登 録 第 一 号
届 出 事 由 の 生 じ た 日	年 月 日
事 務 所 と 届 出 者 と の 関 係	1. 建築士事務所の開設者であった者 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 役員であった者 5. 清算人